

令和6年3月13日

橋本市議会議長
森下 伸吾 様

総務経済委員会
委員長 南出 昌彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

1. 議 件

- 議案第23号 橋本市レンタサイクル条例について
- 議案第25号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について
- 議案第31号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について

2. 審査の結果

別紙、委員長報告書のとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 23 号 橋本市レンタサイクル条例について

議案第 25 号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する
条例について

議案第 31 号 橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、3 月 13 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

記

議案第 23 号は、市民及び観光客に自転車を貸し出し、サイクリングを
通じた観光の振興及び交流の促進に繋げることを目的に橋本市レンタサイ
クルを設置するものである。

委員から、利用者の故意又は過失により自転車が破損した場合の取扱い
について ただしがあり、状況を聞き取りながら対応したい との答弁が
ありました。

返却予定日に返却されなかった場合の料金について ただしがあり、1
日当たり 3,500 円を加算して精算する との答弁がありました。

レンタル中に盗難にあった場合の保険の取扱いについて ただしがあ
り、盗難を保険対象としている保険については今後も調査研究していく
との答弁がありました。

議案第 25 号は、橋本市環境美化センターが令和 6 年 4 月 1 日に市役所
北別館へ移転することに伴い、橋本市環境美化センター設置及び管理条例、
橋本市コミュニティセンター設置及び管理条例及び橋本市憩いの家設置及
び管理条例を廃止するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 31 号は、消防法関係手数料、高圧ガス保安法関係手数料及び液化石油ガス法関係手数料について政令が改正されたことに伴い所要の改正を行うものである。なお、この手数料に関係する施設は橋本市内にはなく、また、市民から徴収する手数料でもない。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 41 号は、橋本市高野口山村体験交流促進センターについて、指定管理期間が令和 6 年 3 月末に満了することに伴い、地元地域の自然環境、文化、伝統をよく理解し、かつ、地域住民との意思疎通がスムーズに行われる団体でなくてはならないことから公募は行わず、現在の指定管理者であるふるさと体験村管理組合を令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間指定管理者として引き続き指定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。